

令和 9 年度福岡市おむつサービス事業
仕様書

第1章 総 括

1 事業の目的

福岡市おむつサービス事業(以下「本事業」という。)は、在宅の寝たきり高齢者等及びその家族介護者に対し、おむつの給付配送を行うことにより、介護の負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

※福岡市おむつサービス事業実施要綱に基づき実施する。ただし、市の施策見直し等により、事業内容等が変更する場合がある。

2 市と福岡市おむつサービス事業登録事業者の役割

福岡市(以下「市」という。)は、本事業の内容及び市が必要と認める事項について定め、福岡市おむつサービス事業登録事業者(以下「登録事業者」という)は福岡市おむつサービス事業実施要綱及び市の指示に基づき、利用者へおむつを配送し、指導・助言するものとする。

第2章 業務の基準及び具体的な内容

I 基本的な事項

1 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(契約は単年度契約であるが、実施状況が良好な場合には、1回を限度とし契約の更新を可能とする。

ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合がある。)

2 登録事業者の基準

本事業の目的を理解のうえ、おむつの手配や利用者へのおむつの配達及びおむつの使用に関する適切な指導を実施できるものとし、下記の要件を満たした事業者とする。

- (1)福岡市内に事業所があること。なお、事業所とは、従業員を配置し、おむつの販売や配送の対応等のサービスの提供が継続的に行われているものをいう。
- (2)福岡市内の行政区3区以上で事業を実施できること。
- (3)利用者及びその家族に対して、おむつの使用に関する適切な助言指導が実施できるよう従業員に対して必要な研修を行っていること。
- (4)福岡市指定のごみ袋をおむつと併せて配送できること。

3 実施の範囲等について

(1)実施地域は、下記のうち、契約書別表のとおりとする。

- ① 福岡市内
- ② 福岡都市圏
(宗像市・福津市・古賀市・新宮町・宇美町・篠栗町・粕屋町・須恵町・志免町・久山町・大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・那珂川市・糸島市)
- ③ ①、②以外の地域

(2)西区能古島、玄界島及び小呂島並びに上記(1)②及び③に在住の利用者への事業実施は、下記のとおりとする。

- ① 西区能古島、玄界島及び小呂島に在住の利用者に対しておむつサービスを実施する場合、郵送等の方法で配達を行ってもよいこととし、乗船運賃及び郵送等の配達に要した実費を発注者へ請求することができるものとする。

- ② 受注者は①の請求をする場合、配達に要した実費にかかる領収書等を添付して、福岡市おむつサービス事業実施要綱第5条に定める助成額とともに発注者へ請求することとする。
- ③ 福岡市外に在住の利用者に対しておむつサービスを実施する場合、郵送等の方法で、配達を行ってもよいこととし、郵送等の配達に要した実費を利用者へ請求することができるものとする。
- ④ 西区能古島、玄界島及び小呂島並びに上記1②及び③に在住の利用者について、要綱第5条第2項に定めるおむつの給付配送に要する費用と助成額との差額の支払方法は、受注者と利用者間で定めることとする。

4 事業の対象となるおむつ等及びカタログの作成について

事業の対象となるおむつ等は、契約書別紙「取扱品目一覧のとおりとする。事業対象となるおむつの品目及び金額については、1の契約期間中は、原則として変更は行わないものとする。なお、商品の廃番等に伴い、対象となる商品の提供が困難となった場合は、代替商品について市と協議するものとする。

また、登録事業者は対象者が容易に商品を選択できるよう、対象者向けのカタログ作成を行い、高齢福祉課に8部提出すること。

5 費用の徴収・支払

- (1)登録事業者は、福岡市おむつサービス事業実施要綱第5条第2項に規定する金額(以下「利用者負担額」という。)について、利用者から支払いを受けるものとする。また、受領後は領収書を発行しなければならない。ただし、銀行振込等の場合は、発行しないことができるものとする。なお、助成率及び助成限度額の変更について、区から連絡があった場合には、変更後の助成率及び助成限度額に基づいて、利用者から利用者負担額を徴収すること。

【現在の助成率及び助成限度額】

利用者の所得段階	区分	助成率	助成限度額
第1段階	【A】:生活保護受給者 支援給付受給者 老齢福祉年金受給者	100%	月6,000円
	【B】:上記以外の者	90%	月5,400円
第2段階		90%	月5,400円
第3段階		90%	月5,400円
第4段階		60%	月3,600円
第5段階		60%	月3,600円
第6段階		35%	月2,100円
第7段階		35%	月2,100円
第8段階		10%	月 600円
第9～15段階		0%	月 0円

※区分、助成率及び助成限度額は、市の施策見直し等により変更することがある。

- (2)登録事業者は、四半期終了ごとに市の定める様式(支払様式第1号、第2号)にて、業務実績報告を行い、検査を受けなければならない。検査に合格したときは、助成額の支払いを請求することができる。なお、業務実績報告及び請求については、各区分に分け、紙で福祉局高齢福祉課へ提出すること。
- なお、様式や提出先、提出媒体など、業務実績報告にかかる変更を市が行う場合は、協議の上でその方法により報告を行うこと。

II 事業の実施方法

- (1)区は利用の決定を行い、利用者が選択した登録事業者に対し、決定内容及びその他必要事項を通知するものとする。
- (2)登録事業者は、前項の通知を受けたときは、毎月末日までに指定された場所へおむつの納入を行うこととし、納入日時については利用者と調整をするものとする。
- ただし、利用者が希望しない場合はこの限りでない。
- (3)登録事業者は、相談先を利用者に明示するとともに、利用者やその家族等からおむつの使用等に関し相談があった際は、確実に対応を行うこと。
- (4)おむつを納入する際、利用者が在宅であること(入院やショートステイ利用中ではないこと、また特別養護老人ホーム等の介護保険施設の入所者ではないこと)を受領書(支払様式第2号)の裏面を見せながら受取者に確認すること。(※)

※おむつサービスは在宅生活を送る方を対象としており、納入の際に、以下の状況にある場合はサービスの対象となりません。

- ① 入院中である。
- ② ショートステイ中である。
- ③ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院に入所している。

- (5)登録事業者は納品を証するため、市の定める様式に受取者から受領の記名等を受けるものとする。
- (6)登録事業者は、おむつの使用方法等を適切に指導し、利用者が効果的な状態でおむつを使用できるよう助言を行うこと。なお、初回発送時は必ず訪問の上、使用状況等を確認し指導助言を行うこと。それ以降、利用者の心身状況に変化があった際や商品を変更した際など、初回発送時を含め最低でも利用者一人につき年2回以上は訪問による指導助言を行うこと。なお、「福岡市内・福岡都市圏」以外の地域においては、電話での指導助言も可とする。
- (7)登録事業者は、サービス実施内容等について、利用者の担当ケアマネジャーへ報告すること。なお、報告については、初回発送時は必ず行うこととし、それ以降、初回発送時を含め最低でも年1回以上、ケアマネジャーと情報共有を図ること。
- (8)登録事業者は、サービスや商品等について利用者から意見があった場合は、誠意をもって迅速に対応すること。また、納入したおむつが破損等のため使用出来ない場合や不良品であったことが判明した場合は、速やかに交換を行うこととし、原則としてその費用を負担すること。
- (9)(2)～(8)を満たしていれば、配送の再委託をすることができるものとする。

※配送については、手渡しでの配送を原則とするが、利用者の合意を得た上で、利用者宅

の玄関前や施設（グループホーム、有料老人ホーム等）の特定の場所に置くなど、直接接することのない形で受け渡しを実施して差し支えないものとする。

この場合、受領書については、FAXでの受取も可とする。FAXの利用が難しい場合は、受領書の「受領兼確認印」の欄に、配送日時・配送者名を記録することにより受領書に替えることも差し支えないものとする。

第3章 その他

I 届出・報告等

1 事業報告書の提出

登録事業者は、本市の指示により、本事業実施に関する統計資料等を必要に応じて作成することとし、提出の求めがあった場合には、速やかに報告すること。随時、資料の提出を求める場合があるため、業務実施状況等は常に整理しておくこと。

2 事故発生時の報告

業務の実施に関連して事故が生じた場合、又は発生するおそれがある場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、本市に速やかに報告し、その指示を受けること。

3 登録の解除

本事業の実施状況及び提案内容の実施状況を確認し、実施状況が良好でない場合、本市は改善指導を行う。なお、本市の指導にもかかわらず十分な改善がみられない場合は、期間の満了を待たずに登録を解除する場合がある。

4 その他

- (1) 業務の質を向上させるため、自己評価に努めること。また、登録事業者は、業務に必要な研修を行い、職員の研鑽に努めること。
- (2) 各区福祉・介護保険課及び福祉局高齢福祉課から問い合わせがあった際には、速やかに適切な対応をすること。
- (3) 事業の執行にあたっては、福岡市おむつサービス事業実施要綱を遵守すること。
- (4) 登録事業者は本契約が終了した場合（期間満了、契約解除により契約が終了した場合を含む）に、本事業を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継ぎ期間を設け、円滑に業務の引継ぎを完了させること。その場合は、市と事前に協議の上、業務に支障をきたさないよう責任をもって対応すること。なお、引継ぎに要した費用は受託者の負担とする。

II 苦情等への対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに本市に報告し、指示を受けること。

III 業務の継続が困難となった場合の措置

1 登録事業者の責めに帰すべき事由による場合

登録事業者が、法及び関連する法令等を遵守しない場合や、登録事業者の責めに帰すべ

き事由により本業務の継続が困難となった場合、本市に生じた損害は登録事業者が賠償するものとする。

2 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、本市及び登録事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、本業務の継続が困難になった場合、継続の可否について協議する。

一定期間内に協議が整わないときには、双方、登録を解除できるものとし、書面にて通知するものとする。

IV 災害対応

地震、風水害その他の災害が発生した場合において、市から要請があったときは、被災地の避難所、福祉施設その他必要な場所へのおむつ関連商品の配送について、可能な範囲で協力すること。

V 協 議

本業務に関して疑義が生じた場合は、本市と登録事業者が協議し決定する。また、業務内容に疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項が生じた場合、本市と登録事業者は誠意をもって協議するものとする。

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

福岡市長殿

受領書

令和 年 月 日

行

下記のとおり 月分を受領しました。
なお、利用者は現在、裏面に記載した①～③の
状況でないことに間違いございません。

合計金額 ￥

住所 :
(配送先住所 :)

様 月分
利用者番号 :

【受取及び裏面確認者記入欄】	
利用者との関係	
氏名	

内訳				
商品番号	商品名	単価	数量	金額
合計			総額	
			本人負担額	
			市助成額	

おむつサービスは在宅生活を送る方を対象としています。おむつを配
達された際、以下の状況にある場合はサービスの対象となりません。

- ① 入院中である。
- ② ショートステイ中である。
- ③ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、
介護医療院に入院している。